議案第 121 号

令和7年度伊賀市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和7年度伊賀市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 第2条 令和7年度伊賀市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定 量を次のとおり補正する

量を次のとおり補正する。							
	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)			
(6) 主要な建設改良事業							
(医療器械器具整備)	127,552 千円	49,000 千円	176	5,552 千円			
第3条 予算第3条に定めた	収益的収入及び支出の	の予定額を次のとおり補正す	つ る。				
	収	入					
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)			
第1款 病院事業収益	5,496,521 千円	139, 208 千円	5, 635	5,729 千円			
第1項 医業収益	4,979,188 千円	6,524 千円	4, 985	5,712 千円			
第2項 医業外収益	394,816 千円	132,684 千円	527	7,500千円			
	支	出					
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)			
第1款 病院事業費用	5,490,664 千円	139,084 千円	5, 629), 748 千円			
第1項 医業費用	5,280,472 千円	127,030 千円	5, 407	7,502 千円			
第2項 医業外費用	166, 117 千円	4,246 千円	170), 363 千円			
第3項 訪問看護							
ステーション事業費用	30,075 千円	7,808 千円	37	7,883 千円			
第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額128,231千円」を「不足する額128,512千円」に改							
め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。							
	支	出					
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)			
第1款 資本的支出	649, 415 千円	281 千円	649), 696 千円			
第1項 建設改良費	360,993 千円	281 千円	361	.,274 千円			
第5条 予算第5条の表に次のように加える。							

経腸栄養剤購入経費	令和7年度~令和8年度	3,927 千円
情報系プリンタ用消耗 品購入費	令和7年度~令和8年度	470 千円
CT 装置保守業務委託経 費	令和7年度~令和8年度	22, 790 千円

超電導磁気共鳴診断装置保守業務委託経費	令和7年度~令和8年度	11,000 千円
臨床検査業務委託経費	令和7年度~令和8年度	15,532 千円
医療系統排水処理維持 管理業務委託経費	令和7年度~令和8年度	2,354 千円
浄化槽保守点検業務委 託経費	令和7年度~令和8年度	2, 225 千円
特別管理産業廃棄物等 収集運搬及び処分業務 委託経費	令和7年度~令和8年度	23, 279 千円
一般廃棄物収集運搬処 理業務委託経費	令和7年度~令和8年度	4,838 千円
市立病院のあり方に関 する基礎調査業務委託 経費	令和7年度~令和9年度	12, 400 千円
三重大学先進医療外科 学講座(寄附講座)	令和7年度~令和9年度	24,000 千円
三重大学病態修復医学 寄附金	令和7年度~令和9年度	10,000 千円
三重大学消化管・小児 外科学寄附金	令和7年度~令和8年度	2,000 千円
三重大学肝胆膵・移植 外科学寄附金	令和7年度~令和8年度	2,000 千円
関西医科大学消化器肝 臓内科学講座(寄附講 座)	令和7年度~令和8年度	10,000 千円
滋賀医科大学内科学講 座循環器内科寄附金	令和7年度~令和8年度	5,000 千円
滋賀医科大学救急集中 治療医学寄附金	令和7年度~令和8年度	3,000 千円
試薬購入経費	令和7年度~令和8年度	127, 196 千円

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のように改める。

お住の	補	Ì	Œ.		前		補	IF	=	後
起債の	阳岳姑	起債の	4 il	经	償還	量の	阻弃婚	起債の	41 凌	償還の
目的	限度額 方 法 利 率 方 法 限度	限度額	方 法	利率	方 法					
	千円						千円			
医療器械	127, 500	証書借	5.0	%	政府	資金	176, 500	補正前	補正前	補正前
等整備事		入又は	以	内	及び	特定		と同じ	と同じ	と同じ
業		証券発	(た	だ	資金	につ				
病院施設	232, 800	行	し、	利	いてに	は、そ	183, 800			
整備事業			率見	直	の融	通条				
			し方	式	件に。	とり、				
			で借	: Ŋ	銀行	その				
			入れ	る	他の	場合				
			政府		には					
			金等		者と					
			つ	<i>(</i>)	定に					
			て、		もの					
			率の		る。					
			直し		し、企					
			行っ		政の					
			後に		によ					
			V	て:	置期					
			は、		び償					
			該見		限を					
			し後		し、若					
			利率)	は繰					
					還又					
					利に					
					えす					
					とがる	でさ				
 計	360, 300				る。		360, 300			
HI.	300, 300						300, 300			

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

 (科 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 (計)

 (1) 職員給与費
 3, 220, 732 千円
 52, 410 千円
 3, 273, 142 千円

第8条 予算第10条中「663,898千円」を「788,699千円」に改める。 第9条 予算第11条中「444,000千円」を「454,000千円」に改める。

令和7年11月28日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚